

第 19 号議案

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員
の給与に関する規程の一部改正について

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関
する規程（令和元年滋賀県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 7 月 22 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員
の給与に関する規程の一部改正

別表第 1 に次のように加える。

(11) 公立学校における授業の補助その他の児童等の学習に関する支援その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの	同	1,600
(12) 公立学校における新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生の予防等に関する業務その他の教員の業務の支援その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの	同	1,000

付 則

この訓令は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程 新旧対照表

旧		新	
第1条～第7条 略 別表第1（第4条関係）		第1条～第7条 略 別表第1（第4条関係）	
職務	基本報酬の額	職務	基本報酬の額
(1)～(10) 略	円 1時間につき	(1)～(10) 略	円 1時間につき
(追加)		(11) 公立学校における授業の補助その他の児童等の学習に関する支援その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの	同 1,600
(追加)		(12) 公立学校における新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生の予防等に関する業務その他の教員の業務の支援その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの	同 1,000
別表第2（第5条関係） 略		別表第2（第5条関係） 略	

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正について

改正の理由

国の令和2年度第2次補正予算に基づき編成した本県6月補正予算において、県内公立学校に学習アシスタントおよびスクール・サポート・スタッフを設置することに伴い、滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年滋賀県教育委員会訓令第2号）の一部を改正する。

改正の概要

上記の会計年度任用職員の給与について、国の補助金交付要綱を踏まえた報酬額とするため、給与上特殊の考慮を要する職務に従事する会計年度任用職員の給与について規定した本規程について、所要の改正を行おうとするものです。【令和2年8月1日施行】

【追加する会計年度任用職員の職】

別表第1に掲げる会計年度任用職員

具体的な職	基本報酬の額
(11) 学習アシスタント （公立学校における授業の補助その他の児童等の学習に関する支援その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるものに従事）	1時間につき 1,600 円
(12) スクール・サポート・スタッフ （公立学校における新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生の予防等に関する業務その他の教員の業務の支援その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるものに従事）	1時間につき 1,000 円

※基本報酬・・・給料および地域手当に相当する報酬